平成２７年（フ）第１２４号
愛知県愛知郡東郷町三ツ池３丁目５番地１
ｇｒａｃｅ206号
債務者　高橋めぐみ
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８５号
名古屋市南区外山２丁目14番30号　高田ビル３Ａ号
債務者　門石　理恵
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７３号
名古屋市瑞穂区八勝通２丁目30番地の２　ロイヤル瑞穂Ｓ３Ｂ号
債務者　服部奈緒子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８号
香川県木田郡三木町大字鹿伏104番地７
債務者　野村　喜彦
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２９号
福岡市西区大字周船寺159番地３
債務者　勝山小夜子
1　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３７号
福岡市南区西長住３丁目６番９号、前住所福岡市南区西長住３丁目32番19号
債務者　香野　　廣
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３９号
福岡市南区寺塚１丁目３番38―102号
債務者　古園井健太郎（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３４６号
福岡市早良区室見４丁目１番22―510号
債務者　緒方　　学
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３５０号
福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山2917番地
債務者　熊谷　育代
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３５３号
福岡市早良区次郎丸５丁目14番25―202号
債務者　桑田　　宏
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３５４号
福岡市博多区南八幡町２丁目１番20号
債務者　山田　一男
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３６０号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目20番22号　メゾンドール南里102号
債務者　黒木　真美
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３６３号
福岡市南区曰佐３丁目33番６―102号、前住所福岡県春日市惣利１丁目18番地　アルペンローゼマンション702号
債務者　川下　　守
1　決定年月日時　平成27年４月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３６６号
福岡市西区壱岐団地64番102号
債務者　浦口　千春
1　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３７０号
福岡市東区馬出６丁目７番13―402号
債務者　草野　博美
1　決定年月日時　平成27年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３７４号
福岡市早良区室住団地43番503号
債務者　青柳　淳子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８号
長崎県諫早市平山町69番地１　ガーデンハウス山口１号、前住所長崎市田中町105番地１コアマンション長崎ネクステージ1110号
債務者　本田　康裕
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係